締切まで時間がないので、メールで失礼します。 主な論点のうち、「競争政策の基本的枠組み」「NTTグループの位置付けと公正 競争の確保」を中心に記述します。

- 1.競争政策の基本的枠組み
- 1)ネットワーク構造の変化に対応した競争政策の基本的理念

移動電話の増加、CATV等による通信により、従来のユニバーサルサービスの 確保の費用が減少するとともに、必要性が低下している。

このため、規制の必要性も低下し、自由競争に任せることが可能となり、また必要ともなってきた。

従って、今後の競争政策は、電気通信事業独自のものはあまり必要でないだけでなく、有害であり、独占禁止法的な規制に限定すべきである。

2) 公正競争条件の確保方策

独占禁止法的な次の2つを中心とする。

市場構造の規制(ex.合併)

不公正な取引方法の規制(ex.優越的地位の濫用)

- 2.NTTグループの位置付けと公正競争の確保
- 1)市場の変化等を踏まえたNTT再編成の評価と意義

NTTの民営化については、通信技術の向上等から必要であり、効率性の向上という効果もあった。

だが、分割については、当初が不徹底であり、長期間を要したため、状況が変化し、移動電話の増加、CATV等による通信、国際競争の激化等があり、電話会社からドコモの分離により通信手段間での連携が難しくなったり、地域電話だけの分割に意味がなくなったり、外資規制の意味がなくなったりしてきている。

- 2) NTTグループに対する各種規制の在り方と公正競争上必要な措置
- 1 の「市場構造の規制」については、合併であれば、規制の対象になるような独占的地位が長距離、移動電話に残っているが、地域電話の分割は、西では採算が悪い等の行き過ぎの面もある。
- 一方で、地域、長距離、移動電話の通信手段間での分離は、むしろ悪い面が多 い。

そこで、長距離電話、移動電話を東西に分割し、通信手段間では必要であれば合併を認める。(但し、各会社が希望した場合である。)

外資規制は、将来的に撤廃するが、当面は一定の規制は残す。

そして、通信と放送との間の規制を撤廃し、相互参入を容易にする。

1 - の「不公正な取引方法の規制」については、「市場構造の規制」で効果が

なかった場合に、実施する。

例えば、地域電話の接続料も、通信手段間で相互参入され、安価な接続手段ができれば、競争に任せていれば低下する考えられるが、万一優越的な地位を濫用等すれば、是正措置を行う。

以上は諸外国でもその方向である。

江口 伊知郎